富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和44年条例第16号)新旧対照表

新	旧
(議員報酬)	(議員報酬)
第2条 議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。	第2条 議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。
(1) 議長 月額 <u>450,000円</u>	(1) 議長 月額 <u>440,000円</u>
(2) 副議長 月額 <u>400,000円</u>	(2) 副議長 月額 <u>390,000円</u>
(3) 議員 月額 <u>379,000円</u>	(3) 議員 月額 <u>369,000円</u>
第3条 議長及び副議長には、選挙されたその日から、議員には職に就いたそ	第3条 議長及び副議長には、選挙されたその日から、議員には職に <u>ついた</u> そ
の日からそれぞれ議員報酬を支給する。	の日からそれぞれ議員報酬を支給する。
2及び3 (略)	2及び3 (略)
(期末手当) 第5条 (略)	(期末手当) 第5条 (略)
2 (略) 3 前2項に定めるもののほか、期末手当の <u>支給について</u> は、富士見市一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年条例第7号)の適用を受ける職員	2 (略) 3 前2項に定めるもののほか、期末手当の <u>支給方法</u> は、富士見市一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年条例第7号)の適用を受ける職員 <u>(以下</u> 「一般職の職員」という。)の例による。